

大阪府環境審議会石綿飛散防止対策部会（第2回）議事要旨

日 時：平成25年8月14日（水） 10時～12時

場 所：大阪府立環境農林水産総合研究所 環境科学センター 1階研修室

出席委員：溝畑委員（部会長）、坂東委員、大久保委員、内山委員、石井委員

1. 開 会

2. 議 事

（1）課題とその論点について

1）建設リサイクル法と法・条例の届出制度の関係、立入検査等の実施状況

2）課題と論点に対する検討案について

（2）中間報告の構成案について

（3）その他

3. 議事要旨

○建設リサイクル法と法・条例の届出制度の関係、立入検査等の実施状況について事務局が説明（資料1）

坂東委員 石綿含有成形板に係る届出対象については使用面積が1,000m²以上の規模であるが、実際にはきっちりと把握できるものか。成形板は後から追加されたり、いろいろな形で増築されたりして、どんどん変わってくると思う。

事務局 石綿含有成形板の使用面積については、事前調査を行なった者に計算をさせて、府はその妥当性を図面等で確認している。また、事業者による計算の他、立入検査で距離計を用いて確認したりしている。1,000m²未満では、届出は要らないが、作業の基準等がかかるので、そのあたりの実施状況を確認している。

溝畑部会長 資料1（1）図中の80m²というのは延べ床面積と書かれているが、成形板の使用面積というのは、延べ床面積ではないということか。

事務局 建材の使用面積である。

石綿含有成形板の使用面積が1,000m²以上あるかどうかを確認するため事前調査をきっちりするというのがこの制度の肝。届出ないものについては、本当かということを確認していかないといけない。その中でも、成形板を使っている可能性の高い工場とか倉庫の解体現場に立入検査をして、明らかに1,000m²未満であるかを確認している。事案として当初630m²としていたが、別のところで900m²の成形板が見つかり、直ちに工事の一時停止を現場で指導して、届出を初めから出させ、対策をとってもらったというケースがあった。

溝畑部会長 成形板の面積は平板ではなく、波板の場合はどうのように計算するのか。

- 事務局 補正係数 1.6 あるいは 1.7 を用いている。
- 大久保委員 建設リサイクル法の届出情報を基に行う立入検査について、建設リサイクル法の規定に基づいて立入検査を行っているのか。
- 事務局 立入の権限については、条例（大阪府生活環境の保全等に関する条例）では、事前調査について全ての解体等作業を対象としており、石綿が使われていないという結果であっても、その確認のため、条例の権限で立入ができる。
- 大久保委員 資料では実際に立入に行っている部分を太線で囲っているということか。
- 事務局 大気汚染防止法、条例の立入検査については、届出があったものを対象に立入している。また、建設リサイクル法の情報を基に行う立入検査については、石綿含有成形板を使用している可能性が高い工場・倉庫が対象。その他に、建設リサイクル法の情報をもとに年 2 回、地域を決めて、ランダムなパトロールを 700 件実施している。

○課題の論点に対する検討案の事項 1（法と条例の整合）について事務局が説明 （資料 2-1）

- 坂東委員 「施工者が発注者に書面で事前調査の結果を説明する義務を設けることを規定する」と書かれているが、そういうことを条例の中に書き込むということか。
- 事務局 実際の条文では、「説明するものとする」、という表現になると思う。
- 坂東委員 条文の中にそう書かれているとすると、チェックするとか、行政の行為が入ってくるのか。
- 事務局 事前調査をした者が発注者に対して、調査の結果を書面で説明する。調査結果を届出に添付させるべきかどうかは一つの論点になると思う。もう一つは役所に出てこないものを全部チェックするべきかどうかという論点もある。マンパワーを考えると難しいと考えている。
- 事務局 今までは法律も条例も施工者に届出の義務があったが、発注者に対して義務がかかるよう法律が変わった。条例も同様に改正してはどうかというのが検討案である。
- 溝畑部会長 3つ目のポツ、発注者の配慮事項については、工期や費用負担を発注者に認識させるという趣旨か。
- 事務局 そこが一番大事なところ。いろんな制約条件を背負っているものに責任を負わずのではなく、そもそも発注者にしっかりやってもらうということ。
- 石井委員 届出者が発注者になると、事前調査をした施工者は説明義務がなければ両者がそれぞれ言い逃れをするので、そういう意味では、説明義務を負うというのは、責任転嫁を抑制するためには必要だと思う。
- 事務局 立入検査について発注者の事務所は対象になっていないが、今回、新た

に登場人物の中に、発注者というのが大変重い責任を背負って出てくるので対象とすべきではないかと考えている。

内山委員 資料2-2の事前調査結果説明書の例について、石綿含有建材の有無の欄の選択肢では、「吹き付け石綿」「石綿含有成形板」があるが、法律と条例の対象全てを想定しているのか。

事務局 そのとおりであるが、あくまでも様式の例として、今回提示させてもらっている。

大久保委員 要するに、条例で横だしをするものに対して、大防法の規定に全部合わせるということか。本来は地域レベルで労安法の情報と大防法の情報が共有されれば一番メリットがあって、労基で立入をしたら、大防法違反がわかったとか、実際はあると思うが、所管の壁があるのではないか。

事務局 それぞれの担当者が日を合せて合同で立入をするなど連携を図っている。また、建設リサイクル法あわせて3つの法律を所管する部局と連携をしている。

○課題の論点に対する検討案の事項2（事前調査）について事務局が説明（資料2-1）

石井委員 資料2-1の委員意見のポツの4つ目（労安法関係）について、法に基づく技術上の指針の解説本の取り扱いである「石綿飛散漏洩防止徹底マニュアル」中に事前調査項目の様式等があって、法的に根拠のあるものではない。

次頁の3段目、委員意見の労安法関係について、停止命令についても行政指導によるもので、職権停止という意味ではない。よほど悪質性があれば法的手段をとる。

石綿作業主任者、建築士など、既存の専門家の活用について、新聞報道で、国交省が「石綿調査者」という新しい制度を創設したと聞いている。このような制度を条例に盛り込むのか。

事務局 条例に盛り込むのは難しいと思う。国交省の石綿調査者は法に基づかないので、無理ではないかと思う。

内山委員 事前調査の方法に関して、解体される建築物は年月が経っており、所有者が移転している場合があるなど、設計図面等がきっちり存在するのか。履歴がはっきりしている建物であればいいが。

事務局 設計図書がないことが多いので、そのために目視に頼らざるを得ないことがある。目視については、詳しくまだ規定されていないので、表面上単に見ただけで目視を行ったと言われれば、こちらとしても目視を行なったと判断せざるを得ないので問題があると考えている。目視のやり方については検討いただきたい。

大久保委員 労安法では事実上の指針があるということだが、大防法の改正法では何も

手当ては無いということか。

事務局 法律上指針を設けるという記載はない。省令について現在検討中で、そこでどう書かれるかはわからない。マニュアルになるかも見えていない。

大久保委員 今までは施工者に届出義務があつて、労安法上も大防法上もやっていることは同じことをやって、様式はそれぞれ違って、調査した内容を書いてそれぞれ出すということか。

事前調査について労安法では技術上の指針で書かれていて、その内容は大防法のマニュアルと労安法のマニュアルは同じことが書かれているのか。

石井委員 違うと思う。

事務局 両方とも細かく書かれていない。立入の現場において、問題であるか問題で無いかを判断しなければならないという点においてマニュアルはそういうレベルできっちり細かく書いていることが望ましい。法律、条例でそんな細かいところまで書けるのかどうか疑問。

結局、条例においても事前調査の方法は目視と設計図書しかない。今は分析もあるが。だから、法条例に基づかないマニュアルに本当にやって欲しいことをできるだけ書く、環境省はマニュアルを検討するという事なので、それでは立入の現場では困るので、大防法の政省令の中で基本的な部分だけは位置づけて、その上で細かくしてもらえないか、告示とかしてもらえないかと申し上げた。

大久保委員 そういう意味では大阪府が見本を見せるということになる。

溝畑部会長 入口の段階でOKを出したけど、出口の段階で出たってことになる問題なので、事前調査でどこまでチェックできるか。

大久保委員 少しだけ改築しているとか分かりにくい場合がある。

溝畑部会長 確実にチェックできる手立てが見つければいいが難しいのではないかと。

坂東委員 事前調査の結果の雛形になるのが資料の2-2、その次にある、事前調査詳細表について、これも例示と考えていいか。

事務局 事前調査をするものが発注者に説明をしなくては行けないが、その時に発注者に書面で報告しないと、発注者はこれならこれくらいのお金がかかるという納得感が得られないと思う。

坂東委員 事例として、建物が複雑であった場合、項目に該当しないときに「その他」という項目がある。チェックする一つの判断になる材料は与えられているので、現場としてやりやすいと思う。

事務局 事前調査をやる人、その結果を聞く人が、この様式を用いることによって、抜けがあるのかどうかわかる、そこは大事なことだと思う。

また、立入検査では、このA3の事前調査詳細表をコピーしてチェックできるので、使い勝手がいいのではないかと。

石井委員 労安法のマニュアルでは、成形板は届出の対象になっていないので、日

本アスベスト診断協会の様式を使うよう指導している。業者からは統一様式にしてほしいという声が当然でてくると思う。

事務局 この様式は検討して欲しいというわけではなく、例として、こういう情報を事前調査で入手し、現場でどういう状況になるのかイメージを一つもってもらうために整理したもの。アスベスト診断士の側で作られている様式によくわからない部分があったので、私たちなりの言葉に書き換えた。

石井委員 審議会の場合では、様式を決めていくというわけではないということか。

事務局 そうです。こういう情報が要するというを共有したい、この中で不足する情報があればご意見いただきたい。

大久保委員 2ページ目の2段目の項目、案1のところ、「現場に事前調査結果の写しを備える」とあるが、住民が希望したら見せるように規定するのか、どこまで考えているのか。

3段目の案1、事前調査の再実施から勧告命令まで実施するかは、ソフトな行政命令に従ってくれない事業者さんがいるとか、あるいはそれで不便を感じているということがあれば、それに応じた強い措置はありえるが、どこまでその必要性があるのかという事実関係があればお聞きしたい。

4段目の案1、2つ目のポツの部分、除外されているものについて調査をさせるということと、除外されている工事であることを表示させることは別物である。法の趣旨としては、石綿を使っていないのは明らかなのだから、そこについては除外するとなっている。条文上は同じ規定として運用で考えるのか、あるいは安心のために事前調査を実施させるという合理性があるのか。法では除外するといっているけれど、除外するのは怪しい、本来は除外してはいけないものを除外しているのではないかと考えているのか、どのようにお考えか聞きたい。

事務局 現在、表示板に表示している項目については、資料2-3のとおり、石綿の使用有無、有の場合の石綿含有材の種類のみ表示となっているので、住民の不安に対応するために、詳しく書かれた事前調査の用紙を備えるようにしたいという趣旨。

2つ目の質問、勧告命令に関しては、検討中。

3つ目の質問、法で事前調査が除外されている場合の掲示については、本当に法で除外されて掲示がないのか、それとも悪意をもって掲示していないのか、掲示がなければ分からない。周辺住民の安心や安全のために、掲示をするということを考えている。

大久保委員 勧告命令に関しては、現行では事前調査を実施していない場合の勧告制度であるため、調査をしたが不十分な場合にそれ以上の罰をそのまま規定するということはあり得ない。事前調査を実施していない場合と同等か、あるいはそれよりも緩い措置というのが考えられる。あるいは、事前調査

を実施していない場合の制度をもっと厳しくするのであれば、より厳しくするということが考えられる。ただ、少なくとも不十分な場合の規定が無ければ事前調査の再実施を指導するには弱いので、少なくともなんらかの指導であっても規定を設けることがよいのではないか。横並びにするのであれば、勧告するということになると思うが、現行で事前調査を実施していない場合は勧告で十分であったのかは、検証が必要だと思う。

掲示板で除外工事であることの掲示はあったほうが良いと思うが、法で除外されている事前調査を条例で除外するのか、しないのか。

事務局 何通りかの考え方があってと思うので、整理をしたい。

事前調査の再実施、作業の一時停止について、一番大きい問題は大阪府に対する訴訟リスク。あるいは担当者に対する訴訟リスク。この問題があるので、できるだけ担当者が、現場で法・条例の規定に基づいて、指導ではなくて、条例に基づく措置をその場でできるのが重要。一つでも、訴訟リスクという心配事を小さくしたい、というのが心の底にある。

大久保委員 何らかの条文を置いたほうがよい、それで、勧告も行政指導であるので、行政措置といっても、条文に基づく行政指導ということになる。

事務局 条文があるかないかは、我々としては大きな違いがあって、担当者は自分の責任において条文にないことを言わないといけない。こういうのはできるだけ減らさないと、その現場に応じた適切な指導ができない。

大久保委員 勧告はたぶん正式な文書による勧告になると思うが、現場でその場でやるのは勧告ではないと思うが、条例でより重い措置が担保されているということになれば、口頭の指導は当然やりやすくなる。

事前調査を実施していない場合に合せて、準じて、事前調査が不十分な場合の措置を設けることについて合理性はある。一時停止をどうするかというのは、要検討だと思う。

事務局 現行で事前調査を行わない場合は勧告ができるとあるが、それに応じなかった場合の罰則がないので、強引な業者であれば、行政が何を言おうと工事をして、その結果、大気に飛散させてしまうということがあっては困る。強制力のある停止命令など、なんらかの形で盛り込んでおきたいという思いがある。昨年の不適正事例においては、行政指導で工事を止めさせたが、もし分析の結果、建材に石綿が含まれていなければ工事業者から担当者が訴えられる、一方で石綿が含まれているのに工事を止められなければ、周辺住民から行政の責任を追及される。

大久保委員 その可能性があると思うが、事前調査が不十分な場合だけではなく、事前調査を実施していない場合も同様に、その回答をしないと整合性が悪い。それを前提にして、法のほうは何も規定がない。そこは大阪府内で違反事例があったということを立法事実でどこまで担保できるか、やるとすれば

実施していない場合と実施が不十分な場合の両方について規定が必要。

石井委員 事前調査結果は保存期限を設けるのか。

事務局 石綿則では、指針で保存期間は 40 年間となっている。環境法令では規定は無い。

石井委員 労安法は労働者の法律であるが、指針の中では周辺の住民にも見やすい位置に掲示するというで様式を示している。最終的に調整するようご配慮いただきたい。

○課題の論点に対する検討案の事項 3（大気濃度測定）について事務局が説明

（資料 2 - 1）

内山委員 省令で排出口基準に決まったとしても、万が一、基準を超えるようなことがあっても、敷地境界で測定することで周辺住民の方にはそれほど心配ない濃度であったと説明できる。基準値（10 本以下）については異論があるが、敷地境界で測定は必要だと思う。

溝畑部会長 敷地境界ということを決めたときに現場で対応できるか。

事務局 測定器具や電源のバッテリーがあるので、対応は可能です。

溝畑部会長 四方向で測定しているか。

事務局 現状としては、狭い現場では敷地境界内で、また広い工場等でその一部で工事をやっている場合は、施工区画境界で測定を実施しており、いずれも四方向で測定するようにしている。敷地境界で、隣の壁が迫っている場所でも臨機に対応している。検体数は（昨年）100 検体程度なので、一度に 4 点測定するので回数は 25 回程度。

石井委員 元来は施工者側が自主測定をすべきである。その部分は条例にそのまま残すということか。また、測定した結果を報告する義務はあるか。

事務局 完了報告を提出してもらっているが、条例に基づく義務ではないので、100%は出していない。測定義務については 50m²以上のレベル 1、2 の工事を行う施工者が条例上義務を負っている。行政の測定の位置づけとしては正しく測定されているかを確認するという観点と、不適正事案であれば、行政として説明義務があるので、あわせて行政測定をしている。

石井委員 業者が測定をしている横で、大阪府が測定をすることもあるのか。

事務局 はい。

○課題の論点に対する検討案の事項 4（立入検査）について事務局が説明（資料 2 - 1）

石井委員 解体現場・発注者の事務所に立入できるということを対象を明確にしないと、条例の遂行のためというだけでは、府の担当職員が立入検査できないということか。

事務局 立入できる場所を条文上特定しないといけない。

- 坂東委員 立入検査の対象については、発注者に届出義務が移ったことと表裏一体の措置になる。
- 溝畑部会長 発注者の事務所と書かれているが、具体的に特定するときは、事務所の住所については届出にある場所か。
- 事務局 届出の中に発注者の住所が書かれている。届出書に添付する設計図書等は発注者がもっているの、発注者に確認する。一方、施工者は、事前調査の内容、発注者に対する説明書面を確認する。
- 石井委員 発注者が他府県の可能性もあるが、権限は府内に限られるのか。東京の会社の場合もある。
- 事務局 立入権・報告徴収権が同時に書かれているので、他府県であれば報告を求めることができる。
- 大久保委員 発注者が届出義務者になるので、立入検査を確保するのは当然だと思う。その場合、従来の部分を残す必要があるのか。発注者等に施工者が書面で説明する義務があるというより、施工者が工事の実施者だからというほうがわかりやすいと思う。法ではどうして現場のみで事務所は対象となっていないのか。
- 事務局 大防法の場合、工場規制なので、当然そこに事務所があるという前提となっている。今回、工事ということになると、工事の現場と事務所が離れているということもある。
- 石井委員 立ち入りを拒否されると令状がいるのか。
- 事務局 立入検査を忌避されれば、罰則規定がある。
- 大久保委員 罰則で強制力が担保されている。
- 石井委員 基本的には相手の同意のもとに立ち入りをを行うということか。
- 大久保委員 罰則が嫌であれば、受け入れるということになる。
- 事務局 立入を忌避すれば罰金 10 万円になっている。

○課題の論点に対する検討案の事項5（その他）について事務局が説明（資料2-1）

大久保委員 条例 10 条の 2 項に何を規定するのかわからない。対策推進とは具体的に何か。10 条の 1 項を見ると指針を策定するとなっている。2 項では、石綿の飛散防止対策を事業者が推進するために、府が何をするのか。

イメージとして、よくあるのが、これをもってデータベースを構築する、なんとか推進するとか。

事務局 大阪府の生活環境に関する保全条例では、第一章の総則で目的・定義、第二章で基本的な施策の規定があつて、その中に第 10 条がある。横並びで、大気の関係、水質の関係、自動車排ガス対策など、基本的な施策の方向性が規定されている。そのあと、第三章で、大気環境等の保全に関する規制についての規定があり、石綿の飛散防止対策は大気の規制の中にある。条例の制

定時は、石綿製品の工場の規制のみで、解体等工事に伴う石綿飛散に関して基本的な施策として、条例上の位置づけはない状態。

指針策定とか、普及啓発とか、規制以外で施策として取組むべきもの、その根拠となる規定を置いていきたい。

大久保委員 規制はしっかりやる、基本的施策ではそれよりは幅広に先進的な中身が入ってくるイメージがある。

事務局 昨今のPM2.5に代表される、大気中での反応に伴う汚染もあり、10条そのものも遅れている。この際、10条を一括して最新のものにしたい。

○中間報告の構成案について事務局が説明（資料3）

坂東委員 次回部会は9月13日で、その段階で中間報告案の取りまとめとなっている。国の省令改正が12月頃に取りまとめ案が出るとなると、法改正の経緯や整合などの内容の詰めの検討はできるか。

事務局 7月12日、今年度の第1回目の国の専門委員会が開かれた。今後委員会は2回予定されており、その状況や熟度によってある程度方向性が見えるのであれば取り込んでいきたい。

坂東委員 法改正の進み具合に合わせて、そのレベルで中間報告も作るということでのよろしいか。

事務局 はい。

溝畑部会長 国の検討会に入っている委員の方や自治体に対する意見聴取があると思うので、最後の答申ができるまで分からないわけではない。どこまでそれが時間的に間に合うかになると思う。その他議事はありますか。

事務局 本日その他の議事はございません。

溝畑部会長 それでは、本日の議事は終了します。よろしいでしょうか。それでは、事務局にお返しいたします。

3. 閉会

以上